**特定非営利活動法人たねまき定款**

**第１章 総 則**

**（名 称）**

第１条　この法人は、特定非営利活動法人たねまきという。

**（事務所）**

第２条　この法人は、主たる事務所を埼玉県春日部市米島字吉岡818番地30に置く。

**（目 的）**

第３条　この法人は、年齢、性別、国籍や障がいの有無にかかわらず、万人が健康で文化的でいきいきとした生活を過ごす共生的な社会を築くために、さまざまな立場の人たちの協力を得て、障がい者のケア（グループ）ホーム、日中活動の場の開設、余暇、就労等の生活支援、相談、人材育成、及び福祉向上について一般に対する啓発活動等の事業を通し、社会全体の公益に寄与することを目的とする。

**（特定非営利活動の種類）**

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
4. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
5. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
6. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

**（事業の種類）**

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)及びその他法律に基づき次の事業を行う。

(1) 障がい者（知的障害）ケア（グループ）ホームの運営、管理事業

(2) 障がい者の就労・生活・余暇等の支援事業

①　生活介護事業所の運営管理

②　障がい者の職場開拓及び定着のための就労支援事業

③　障がい者の居宅介護事業

④　児童居宅介護事業

⑤　障がい者の生活、余暇、文化活動支援

 (3)　機関誌、情報誌の発行による障がい者（児）自立支援及び地域福祉向上に関する普及啓発事業

 (4) 地域社会交流及びネットワーク構築、その他、目的を達成するため必要な事業

２　この法人は次のその他事業を行う。

(1)寄付された物品や事業所の生産品の販売

(2)専門家による相談事業および講演

(3)コミュニティー喫茶

(4)ホームページや機関誌への広告掲載事業

３　前項に掲げる事業は、第１項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は第１項に掲げる事業に充てるものとする。

**第２章 会 員**

**（種 別）**

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 　 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員　この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

**（入 会）**

第７条　会員の入会について、特に条件は定めない。

２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

３　理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

４　理事長は、第２項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

**（入会金及び会費）**

1. 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

**（会員の資格の喪失）**

第９条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して２年以上、会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

**（退 会）**

第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

**（除 名）**

第11条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この法人の定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

２　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

**（拠出金品の不返還）**

第12条　既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

**第３章 役 員**

**（種別及び定数）**

第13条　この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事　３人以上１０人以内

(2) 監事　１人以上２人以内

２　理事のうち１人を理事長、２人を副理事長とする。

**（選任等）**

第14条　理事は、理事会において選任し、総会に報告する。

２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

５　監事は、総会で選任する。

６　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

**（職 務）**

第15条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

４　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

**（任期等）**

第16条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

３　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

**（欠員補充）**

第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

**（解 任）**

第18条　役員が次の各号の一に該当する場合には、理事は理事会において出席した理事の過半数の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

　 ２　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁

明の機会を与えなければならない。

**（報酬等）**

第19条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

**第４章 会 議**

**（種 別）**

第20条　この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。

２　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

**（総会の構成）**

第21条　総会は、正会員をもって構成する。

**（総会の権能）**

第22条　総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業報告及び収支決算の承認

(5) 監事の選任又は解任

(6) 役員の職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 解散における残余財産の帰属

(9) その他運営に関する重要事項

**（総会の開催）**

第23条　通常総会は、毎年１回開催する。

２　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第15条第４項第４号の規定に基づいて招集するとき。

**（総会の招集）**

第24条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

**（総会の議長）**

第25条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

**（総会の定足数）**

第26条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することはできない。

**（総会の議決）**

第27条　総会における議決事項は、第24条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、かつ出席した正会員の２分の１以上の同意があった場合は、その事項について議決を行うことができる。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**（総会での表決権等）**

第28条　各正会員の表決権は平等なものとする。

２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、前２条及び次条第１項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

**（総会の議事録）**

第29条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び総会に出席した正会員の数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 議長の選任に関する事項

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２人が、記名押印又は署名しなければならない。

**（理事会の構成）**

第30条　理事会は、理事をもって構成する。

　 ２　監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

**（理事会の権能）**

第31条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

**（理事会の開催）**

第32条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の２分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

**（理事会の招集）**

第33条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２号の規定による請求があった場合には、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

**（理事会の議長）**

第34条　理事会の議長は、理事長もしくは理事長の指名したものがこれにあたる。

**（理事会の定足数）**

第35条　理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

**（理事会の議決）**

第36条　理事会における議決事項は、第33条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**（理事会の表決権等）**

第37条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

３　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

**（理事会の議事録）**

第38条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人が記名押印又は署名しなければならない。

**第５章 資 産**

**（構 成）**

第39条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

**（区 分）**

第40条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の２種とする。

**（管 理）**

第41条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

２　この法人の資産は、これを分けて会計区分に基づいて区分して管理する。

**第６章 会 計**

**（会計の原則）**

第42条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

**（会計区分）**

第43条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計、その他の事業会計の２種とする。

**（事業年度）**

第44条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

**（事業計画及び予算）**

第45条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

２　前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

３　前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

**（予備費）**

第46条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

**（予算の追加及び更正）**

第47条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は変更をすることができる。

**（事業報告及び決算）**

第48条　この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関す

る書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

**（剰余金の処分）**

第49条　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

**（臨機の措置）**

第50条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

**第７章 定款の変更、解散及び合併**

**（定款の変更）**

第51条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上による議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

**（解 散）**

第52条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

**（残余財産の帰属）**

第53条　この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第３項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

**（合 併）**

第54条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

**第８章 公告の方法**

**（公告の方法）**

第55条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPOポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

**第９章 事務局**

**（事務局の設置）**

第56条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

**（職員の任免）**

第57条　事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

**（組織及び運営）**

第58条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

**第10章 雑 則**

**（細則）**

第59条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

**附則**

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長　高野路子、副理事長　古谷正典、小池敬、理事　出沖幸雄、島村操、藤川節子、三品あや子、監事　栗岡一矛

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第１項の規定にかかわらず、この法

人の成立の日から平成２４年５月３１日までとする。

４　この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成２４年３月３１日までとする。

５　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

６　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

入会金　正会員（個人及び団体）3,000円　賛助会員（個人及び団体）10,000円

会費　正会員（個人及び団体）5,000円　賛助会員（個人及び団体）10,000円

附則（平成２５年５月２６日）

１　この定款の変更は、平成２５年９月５日から施行する。

附則

１　この定款の変更は、平成３０年５月２６日から施行する。